

SDGs “持続可能な養老のまちづくり”

～養老町制施行70周年記念 生ごみ減量のための町民公開講座の開催についてのご案内～

生ごみの約80%は水分です。そのまま燃えるごみとして出すと焼却効率が悪く、多大な経費がかかります。生活と環境を考える会では、EM（有用微生物群）を活用したボカシを使って生ごみを良質な肥料へと変え、家庭菜園や花壇作りに活用して楽しんでいます。そのまま流すとヘドロの原因となる米のとぎ汁も、花や野菜、木にとっては栄養満点の肥料となります。どんなものも、ごみとして捨てるのではなく有効に活用していきましょう。

開催日時：2月6日（木） 13時20分 ～ 15時30分

開催場所：町中央公民館 中ホール

内 容：生ごみを良質な堆肥へ 13時20分 ～ 13時30分

菜園講座「春野菜の種のまき方・育て方」 13時30分 ～ 15時30分

講師 柳瀬 正俊 氏

・ボカシを活用した生ごみ堆肥で土作り、春野菜の種のまき方と育て方などについて、実演を交えながら講演と質疑応答を行います。

主 催：生活と環境を考える会 会長 佐竹 ☎32-2386

※植物性廃油の回収も行いますので、入っていた容器に入れてきてください

地球温暖化がどんどん進み、自然災害の発生も増加しています。まずは食品のロスをなくし、畑のある人は生ごみを堆肥にする。ペットボトル・ビン・缶・トレイなどは使った後にごみとせず、資源として再利用する。こういった「自分でできること」を実践していきましょう。地球の環境を守っていくうえで大切なのは「皆さまひとりひとりの心がけ」です。

☎生活と環境を考える会 ☎32-2386

住民環境課 ☎32-1104

野外焼却（野焼き）はやめましょう！

野外焼却（いわゆる野焼き）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、一部の例外を除いて禁止されています。

少量であっても、家庭から出るごみ（紙類・剪定枝など）をドラム缶やブロック囲いを利用したり、地面に穴を掘るなどして焼却をしてはいけません。



例外となるもの：

- ・焼畑や畔の草の焼却（農業・林業で必要な場合）
- ・しめ縄や門松などを焚く（左義長、どんと焼き）、卒塔婆の供養焼却
- ・国または地方公共団体が施設管理に必要な場合
- ・震災や風水害、その他災害の予防・応急対策または復旧に必要な場合

上記のように、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙や灰などが悪臭や大気汚染の原因となるため、他人の迷惑にならないようにしなければなりません。

野焼きをすることは火災発生や悪臭の原因となるため、周辺に住む人にとって様々な被害や心配を与えることとなります。良好な生活環境を維持するため、廃棄物は適切に処理し、野焼きはやめましょう。

☎住民環境課 ☎32-1104